

小型電子・電気機器のリサイクルを始めます

身の回りにある携帯電話、デジタルカメラ、パソコンの周辺機器といった小型電子・電気機器は、基盤部分に貴金属やレアメタルが使用されています。

町はこれまで、小型電子・電気機器を一般ごみとして有料で収集し、ごみ処理場で埋立しておりましたが、貴重な資源を有効活用するため10月から下記の品目を役場庁舎の専用回収ボックスで回収いたします。



●回収場所

役場庁舎の正面玄関

青い専用回収ボックスに入れてください(右写真ボックス)

●回収品目

小型電子・電気機器

CD・MD・MP3プレイヤー	デジタルカメラ	ビデオカメラ
DVDデッキ	ゲーム機	電卓
ETC	カーナビ	カーテレビ
カーオーディオ	インターホン	携帯電話
電話機	ファクシミリ	PDA(電子手帳)
電子辞書	携帯ラジオ	GPS関係装置
トランシーバー	ワープロ	小型液晶テレビ(携帯型)
チューナー	無線LAN	電話端末(モデムなど)
パソコン部品	パソコン周辺機器	外付け・内蔵HDドライブ
CDドライブ	DVDドライブ	カードリーダー

電子・電気機器 付属品

充電器	ACアダプター	通信ケーブル、コード
小型ヘッドホン	ゲームソフト	リモコン
イヤホン	コンパクトフラッシュ	USBメモリ
メモリースティック	スマートメディア	SDカード

廃棄するときの注意!

- ・家電リサイクル法の対象品目(ブラウン管/液晶/プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)と、デスクトップ型パソコンのブラウン管式モニターは対象とはなりません。
- ・ビデオテープ、カセットテープ、及びCD、DVD等のディスク類は対象にはなりません。
- ・収集物は確実に処理されますが、電子・電気機器内の個人情報情報は可能な限り消去してから排出してください。

【お問い合わせ先】 町民生活課住民活動係 ☎(62)4472

犬の飼い主の皆さんへ

●マナーを守って飼いましょう

・「放し飼い」や「リードなしの散歩」は、犬が子どもを追いかけたり、人を咬むなど迷惑をかける恐れがありますのでやめましょう。

・犬のふんは飼い主が責任をもって後始末をしてください。

●犬の登録はお済みですか?

・狂犬病予防法により犬の飼い主は、役場で犬の登録をしなければなりません。

・飼い始めた時に一度登録すれば更新の必要はありませんが、引っ越した時や犬が死亡した時には、届出をしてください。

【お問い合わせ先】 町民生活課住民活動係 ☎(62)4472



小清水町の財政は健全なの?

平成22年度決算に基づく「健全化判断比率」を算定しましたので、お知らせします。

平成22年度決算で見る 小清水町の財政の健全度

健全化判断比率	小清水町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (赤字なし)	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	- (赤字なし)	20.00 %	40.00 %
実質公債費比率	14.2 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	17.3 %	350.0 %	

実質赤字比率
福祉、教育、まちづくりなどを行う町の一般会計の赤字額を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

連結実質赤字比率
町のすべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての資金の不足の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

実質公債費比率
町の借入金の返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。借入金の返済などは削減できない経費です。この比率が高まるほど、赤字団体に転落する可能性が高くなります。

早期健全化基準を下回り、安全です。
将来負担比率
一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

早期健全化基準を大きく下回り、将来財政を圧迫する可能性は低いと判断できます。

国が示す早期健全化基準を全て下回り、町の財政状況は「健全」であると判断できます。ただし、小清水町の財政が厳しい状況であることには変わりなく、これからも財政改革を徹底し、財政の健全化維持に努めます。

地方公共団体の破たんを防止、早期に健全化を促すことを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は毎年度の決算に基づき、財政の健全性を表す4つの比率「健全化判断比率」を算定することとされています。

小清水町の財政は「健全」なのではないでしょうか?

特別養護老人ホーム改築等に係る町民ニーズ調査及び日常生活圏域ニーズ調査について

町広報9月号でお知らせしていますが、特別養護老人ホーム「愛寿苑」の改築等に係る意識調査と、介護保険事業計画策定に係るニーズ調査を9月12日より実施しています。

特別養護老人ホーム改築等に係る町民ニーズ調査は40才以上の世帯主の方、日常生活圏域ニーズ調査については65才以上の方を対象に、それぞれ50名を無作為に選び、調査票を送付させていただきます。

9月30日までの回答をお願いします。まだご返送されていない方がいらっしゃいますので、ぜひ回答の上、封した返信用封筒で返送いただきます。ようお願いいたします。

お寄せいただきましたご意見は、町の福祉施策に活用させていただきます。詳しくは、回答者のプライバシーを保護いたしますので、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
保健福祉課介護保険係
☎(62)4473